「第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画（案）」に対する府民意見等の募集結果

【募集期間】 令和元年12月27日（金曜日）から令和2年1月27日（月曜日）まで

【募集方法】 郵送、ファクシミリ、電子申請

【募集結果】 「第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画（案）」（以下「本計画」という。）に対するご意見等を募集した結果、1名の方から6件のご意見・ご提言をいただきました。寄せられたご意見等の概要と、これに対する大阪府の考え方は次のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 項 目 | ご意見・ご提言の概要 | 大阪府の考え方 |
| 1 | 第2章ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題 | ６．生活全般及び制度等の認知・利用状況アンケートの結果で、寡婦が医療費負担で困っていることがすごく気になりました。 | 　ひとり親家庭等の暮らしの安定と向上を実現するため、頂いたご意見の趣旨を踏まえ、今後の施策を検討するうえで、参考とさせていただきます。 |
| 2 | 第3章第三次計画に基づく事業の実施状況及び評価 | ３．養育費の確保・面会交流支援養育費相談支援センター事業の推進の評価の中に使われているデータが古く、新しいデータで評価すべきではないかと思います。 | ご意見を踏まえ、令和元年の調査データに修正し、評価しました。 |
| 3 |  | ４．経済的支援児童扶養手当の適正な給付業務について、窓口で「養育費を受け取っていないですよね」と聞かれ、受け取っていても受け取っていないと答えても問題ないとよく聞きます。生活保護も含め、不正に受給している人たちの分を、本当に困っている人たちに回せるように、もう少し厳格に調査したらよいと思います。 | 　児童扶養手当の支給にあたっては、養育費等に関する申告書で、前年に受け取った児童の養育に必要な経費を毎年記載していただき、記載内容に基づき所得認定しています。今後とも児童扶養手当の適正な支給に努めてまいります。 |
| 4 | 第5章第四次計画の基本目標及び具体的取り組み | 「ひとり親家庭等のライフステージにおける支援施策利用のイメージ」で、離婚前に養育費確保に向けた取組の推進だけが記載されており、面会交流の確保に向けた取組の推進も記載すべきだと思います。子どもの健全な成長のためには、後から取り戻せる養育費よりも両方の親との交流を絶やさないことが重要です。 | 面会交流についても、離婚協議開始前の父母に対する親支援講座等を通じて促進していくこととしていますので、ご意見を踏まえ、離婚前からの表記に修正しました。 |
| 5 |  | 基本目標３　養育費の確保・面会交流支援養育費の受給率を高めるためには、受けとっていない理由に「関わりたくない」や「交渉が煩わしい」、あるいは「相手方に意欲や資力がない」と一方的に判断しているケースなどが多く、片方の親の都合で面会交流を含めた子どもの権利が奪われているケースを何とかしないといけないと思います。そのためにも、離婚前の当事者に取り決めを促すのも当然のことですが、取り決めをし、履行していくことが当たり前の社会を築く必要があります。離婚前の相談を親戚や友人・知人にすることが多いことから、当事者以外への周知も徹底し、取り決めをしない親に対し周りが促すくらいの社会にしていく必要があると思います。また、親支援講座について、現在のところ義務化されていないため、必要な方に受講していただくことが困難な状況にあります。離婚するにあたり子どものことを親同士で協議出来ないケースも多く、第三者が間に入って取り決めを支援し、履行を確保するためにも、取り決め内容を公的な書面に残す必要があると思います。そうしたことを行うためにも、自治体で親支援講座、ADR、公正証書作成までの支援をセットで行う必要があると思います。国の方では、面会交流や養育費についての取り決めを義務化する動きもあり、また、単なる面会交流ではなく養育（監護）の分担ということも検討されています。そうしたことにいち早く対応するためにも、この5年のうちに支援体制について早急に取り組むべきだと思います。母子・父子自立支援員等による相談機能の強化も重要ですが、面会交流を阻害している行政や学校の教職員にも広く周知し、共同養育が当たり前の社会を築く必要があると思います。そうしたことが、自分の意見を言えずに困っている子を救うことにも繋がりますし、同居親も実は面会交流をすれば楽になれることを知ることにつながると思います。成功体験が広がれば更に共同養育が当たり前の社会へ加速します。 | 面会交流の促進・養育費確保への支援については、子どもの最善の利益を実現するため、法律等相談の体制整備をはじめ親支援講座や関係機関との連携等による支援に取組むこととしています。頂いたご意見の趣旨は、今後の対策を検討する上で、参考とさせていただきます。 |
| 6 |  | 各施策の目標・実施計画等のまとめ基本目標３　養育費の確保・面会交流支援の項目に「面会交流」という単語すら出てきていないため、面会交流の確保に向けて取り組んで頂きたい。 | 　民法第766条の規定では、父母の協議離婚の際、面会交流や養育費など子の監護について必要な事項を定めるにあたっては、子の利益を最も優先して考慮しなければならないとされており、子どもの健やかな成長のため、面会交流は重要です。ご意見を踏まえ、「面会交流に向けた支援」についての内容を追記しました。 |